

# 利用者のために

## 1 農林業センサスの沿革

センサスとは、通常調査対象の全てについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。

日本では、昭和4年に「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査が、センサス方式を初めて採用した調査となる。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで、農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。

その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、昭和16年からセンサス方式での調査が行われるようになった。しかし第二次世界大戦末期にはセンサス方式での調査の実施が不可能になり、センサス以前の表式調査に逆行したり、調査自体が行われない年もあった。

戦後、昭和22年に初めて臨時農業センサス及び農地統計調査が実施された。昭和25年に至ってFAO（国際連合食糧農業機関）が世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。

その後10年ごとに同センサスに参加するとともに、その中間に当たる5年ごとに我が国独自の農業センサスを実施しており、これらを合わせると今回で戦後15回目の農業センサスとなる。

## 2 調査の目的

2020年世界農林業センサスは、令和2年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とした。

## 3 調査期日

令和2年2月1日現在

## 4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査により実施した。

## 5 法的根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成 16 年 5 月 20 日農林水産省告示第 1071 号）に基づいて行った。

## 6 主な用語の解説

### 【総農家等】

- |       |   |
|-------|---|
| 農家    | ・ 令和2年2月1日現在の経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間の農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 |
| 販売農家  | ・ 経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。  |
| 自給的農家 | ・ 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。   |

### 【農林業経営体】

- |        |   |
|--------|---|
| 農林業経営体 | ・ 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。<br>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業<br>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業 |
| ア      | 露地野菜作付面積 15 a   |
| イ      | 施設野菜栽培面積 350 m <sup>2</sup>   |
| ウ      | 果樹栽培面積 10 a   |
| エ      | 露地花き栽培面積 10 a   |
| オ      | 施設花き栽培面積 250 m <sup>2</sup>   |
| カ      | 搾乳牛飼養頭数 1 頭   |
| キ      | 肥育牛飼養頭数 1 頭   |
| ク      | 豚飼養頭数 15 頭  |
| ケ      | 採卵鶏飼養羽数 150 羽   |
| コ      | ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽   |
| サ      | その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模  |

	<p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林の面積が3ha以上の規模の林業</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業</p>
農業経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</li> </ul>
個人経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。</li> </ul>
<b>【土地】</b>	
経営耕地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年2月1日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自らで所有し耕作している耕地と、他から借りて耕作している耕地の合計をいう。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。</li> </ul>
田	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</li> </ul>
畑	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。</li> </ul>
樹園地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもので肥培管理している土地をいう。</li> </ul>
<b>【労働力等】</b>	
世帯員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいる子弟は除く。住み込みの雇い人も除く。</li> </ul>
主業経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。</li> </ul>

準主業経営体	・農外所得が主で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。
副業的経営体	・調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。
農業従事者	・15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
基幹的農業従事者	・15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
常雇い	・主として農業経営のために雇った人で、雇用契約に際し、あらかじめ年間7ヶ月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。
臨時雇い	・日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

本調査は属人調査である。したがって、農業事業体の所在地とその経営耕地等の所在地とが異なる場合は前者において調査が実施され、その数値も前者に計上されている。

面積は、単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の数値は必ずしも一致しない。

また、構成比は個々の数値ごとに小数点以下2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0%にはならない。

なお、表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」は調査はしたが事実のないもの又は調査項目のないもの

「0」は単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）

「△」は減少したもの

「X」は被調査客体保護の観点からXとしたもの